

第2次白石町総合計画

「人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち」

(平成27年度～平成32年度)



平成27年3月

佐賀県白石町

第2次白石町総合計画のスタートにあたって

この度、白石町では平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする第2次白石町総合計画を策定しました。平成27年は合併10周年の節目と地方創生元年に加え、第2次白石町総合計画スタートの年と、白石町にとって大切な年になります。

白石町は平成17年1月1日に市町村合併し、その後総合計画策定に着手し、平成18年3月には、平成18年度から平成26年度までの計画期間9年間の総合計画（第1次）が策定されました。その後、平成26年度からこの後継となる計画の策定に着手したわけですが、私は新しい総合計画を作るためには、オール白石の体制で臨む必要があると考え、一般公募と町内各団体の代表者24人の方々を総合計画審議会委員にお願いしました。委員の皆様には、平成26年5月20日の第1回総合計画審議会の際に、第2次白石町総合計画策定に関する諮問をいたしました。が、昼間のお仕事でお疲れのところ毎夜開催の審議会にお集まりいただき、6回にわたる熱心な審議を経て、平成27年2月23日の最終回には総合計画審議会の白武悟会長さんから第2次白石町総合計画（案）の答申をいただきました。

第2次白石町総合計画は、人口減少のスピードを緩めることを念頭に置きながら、平成25年度に行った町長と語る会、町民の皆さんや小中学生へのアンケート調査結果及び日頃からの町民の皆様の意見や要望、町議会の皆様の意見を反映させて、前述の総合計画審議会でも審議していただき、最終的には町議会の議決により完成したところです。町民に分かりやすく、必要とされる計画とすることを第一に、計画の構造を基本計画及び実施計画の2層制にし、時代の変化や町長の交代に柔軟な対応ができるように、計画期間を6年間に短縮するという、全国的に見ましても先進とされる手法を採っているところです。

この計画達成のためには、「第6章参加と協働で築く町民主体のまち」に掲げていますとおり、町民の皆様に御協力をお願いすること、行政がやるべきこと、そして町民と行政が協働してやるべきことについて、町民全体で考え、取り組むことが、文字どおり「町民主体のまちづくり」につながっていくものと信じております。

最後になりましたが、第2次白石町総合計画策定に当たり貴重な御意見、御提案をいただきました多くの方々に感謝申し上げますとともに、今後とも町政の発展に向けて町民皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

白石町長 田島 健一

目次

序論

第2次白石町総合計画策定にあたって	1
-------------------	---

基本計画

第1 総合計画策定の基礎的条件の見通し	7
第2 基本理念	11
第3 まちづくりの大綱	12
第4 まちづくりの取組	13

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第1節 生活基盤の充実	14
第2節 災害に強く安全・安心な生活環境の整備	16
第3節 体系的な交通網の整備・充実	18

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第1節 子育て支援の充実	19
第2節 地域・高齢者・障がい者（児）福祉の充実	20
第3節 保健・医療体制の充実	22
第4節 社会保障の充実	23
第5節 人権の尊重と男女共同参画の推進	24

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第1節 農林水産業の振興	25
第2節 商工業の振興	27
第3節 観光の振興	28
第4節 新たな地域活力の創出	29

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

第1節 個性豊かで優れた人材の育成	30
第2節 生涯学び楽しめる環境の充実	31
第3節 地域文化の伝承と新たな魅力の創出	32

第5章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】	
第1節 緑の保全や創出	33
第2節 環境にやさしいまちづくり	34
第6章 参加と協働で築く町民主体のまち【町民参加・町民協働】	
第1節 参加と協働の促進	36
第2節 健全な行財政運営の推進	37

附属資料

白石町総合計画審議会条例	41
白石町総合計画審議会委員名簿	42
諮問書及び答申書	43
白石町総合計画策定経過	44
総合計画と主な個別計画の体系（平成27年4月1日現在）	45

別冊資料

平成26年度「白石町総合計画」をつくるための小中学生アンケート調査報告書
平成26年度「第2次白石町総合計画」をつくるにあたっての町民アンケート調査報告書

実施計画

毎年度更新（別個作成）

序論 第2次白石町総合計画策定にあたって

1 現行の計画

現行白石町総合計画は、平成16年3月に白石・福富・有明3町合併協議会で策定された「新町まちづくり計画（新町建設計画）」（計画期間：平成17年度～平成26年度）を引き継いで、平成18年3月に策定されました。計画期間は、平成18年度から平成26年度までです。

2 総合計画策定の意義

平成23年8月1日に地方分権改革による「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、改正地方自治法が施行され、基本構想の策定義務に関する規定が削除されました。これは、市町村の計画のあり方自体も市町村の責任や裁量で決定すべきこととされたものです。

本町においては、引き続き総合計画を『白石町が目指すまちの将来像を掲げ、その実現のための政策・施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていくために、町民と行政が共有すべき白石町の最上位計画』と位置付けて、今後も策定していきます。例えば、船が目的地に向かって安全に航海していくための航海図の役割を担うものにしようということです。

なお、本町においては、平成23年12月1日に白石町議会基本条例が施行され、その第11条で、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更等とする」とされています。

3 第2次白石町総合計画策定の基本的な考え方

今回策定する第2次白石町総合計画は、基本的に現行白石町総合計画をベースとして、社会情勢の変化及び法制度などの改正、現行計画の検証結果、平成25年度に行った町長と語る会や日頃からの行政に対する町民の意見要望、町議会の意見並びに町長の政策を反映させて策定します。

4 第2次白石町総合計画のポイント

（1）町民に分かりやすく、必要とされる計画とするために

①計画構造の簡素化

本町の現行総合計画は、平成23年8月1日の改正前までの地方自治法第2条第4項で、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていたこともあり、次のような

考え方に基づき基本構想、基本計画及び実施計画の3層構造にされていました。

ア 基本構想…行政運営の基本的な理念や方向性や目標を示し、町民、議会、町が共有すべきもの（公共計画）で、議会議決が必要。計画期間10年間。

※全国的には、計画期間は10年が多く、15～30年間のものもあります。

イ 基本計画…基本構想に基づき実施する施策を示し、町長の政策を反映させるべきもので、白石町議会基本条例施行以前は町長が策定し（行政計画）、議会議決は不要とされていました。（町議会への説明はあり。）当初の計画期間は10年間。計画期間中途の平成22年度に後期基本計画として見直し。

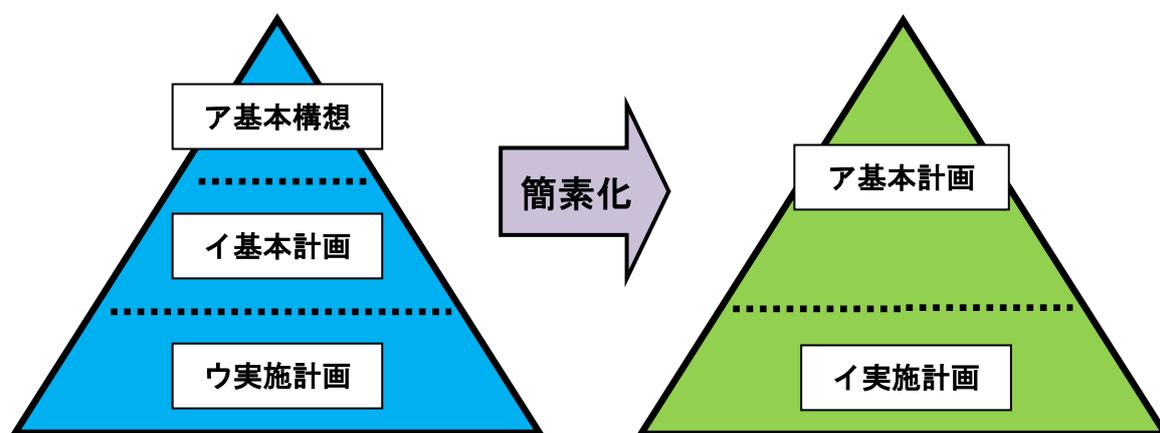
※全国的には、前期5年間、後期5年間の計10年が多く、基本構想と同じ期間にするところもあります。

ウ 実施計画…基本構想や基本計画に基づき実施する具体的な事業を示すもので、町長が策定（行政計画）し、議会議決は不要。（町議会への説明はあり。）計画期間は、3年間のローリング方式（現状と計画のズレを補うために、毎年度計画の更新を行い、事業の見直しや一部修正により調整すること。）

※全国的には、3年間ローリング方式が多く採用されています。

また、他の市町村の総合計画では、「現在の課題」、「基本理念」、「基本的な考え方」、「将来都市像」、「めざすまちの姿」、「まちづくりの目標」、「施策の大綱」、「基本方針」など、たくさんの記述があり、非常に難解になっています。また、非常にページ数も多いため、わざわざ概要版を作成することなどが行われています。

以上のことや2で述べた地方自治法の改正なども考慮して、第2次白石町総合計画においては、基本構想と基本計画を一体化した基本計画と実施計画の2層構造として、構造及び内容を簡素化します。基本計画は、町議会に提案し、議決を受けます。



②計画期間の見直し

現行総合計画の計画期間は平成18年度から平成26年度までの9年間でしたが、この間にリーマンショックや政権の交代による大幅な政策の変更、東日本大震災などをはじめとする大規模災害の発生など、従来予期しなかった事象も発生しており、社会情勢の変化や各種法制度などの改正も激しいものとなっています。

こうした変化に対応することや町長の任期と連動させるために、第2次白石町総合計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に、大きな社会情勢の変化や計画と現実との大きな乖離がある場合や町長の交代など、必要な場合には計画期間中でも見直しができることとします。

なお、総合計画には中長期的な計画期間が求められることもありますが、本町の総合計画では、白石町の目指す姿（基本理念）の実現に向かって、この計画期間の6年間に行う方策を明らかにするものです。

また、第3次白石町総合計画以降については、4年間とする予定ですが、第2次白石町総合計画の進捗状況などを見ながら検討します。

実施計画の計画期間は、3～6年間のローリング方式とします。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
白石町長任期			← H25年2月～H29年1月 →			← H29年2月～H33年1月 →			← H33年2月～H37年1月 →					
総合計画年次				← 第2次総合計画 →					← 第3次総合計画 →					

③取組の明確化

現行の総合計画では、個々の事務事業が、400以上もあり、膨大なものになってしまうことや、国県補助事業などの事業名が2～3年で変わってしまうもの、1・2年だけ実施される事業もあるため、主要部分の取組についてのみ記載していましたが、全体的な取組が見えにくいところがありました。

また、平成18年度以降の予算要求の際にも総合計画上の位置付けを確認することになっていましたが、総合計画に記載のない事務事業もありました。

以上のことから、第2次白石町総合計画では、各分野毎に全体的な取組を網羅するように、『主な取組』の記載項目を増やしています。

④見やすく、分かりやすい内容

長文になりがちな文章形式から、なるべくコンパクトな箇条書き方式で、分かりやすい言葉で記します。また、一々別ページの用語説明をめくる必要がないように、なるべく（ ）書きや同じページ内で説明します。

⑤目標の明確化

事務事業の進捗状況管理や評価を行うためには、目標の明確化が必要です。施策や事務事業の内容によっては設定が困難なものもありますが、可能なものについては成果指標の設定や数値化を行います。

⑥予算編成との連動

法制度の複雑化や町民ニーズの多様化などにより、年々行政の役割は拡大し、限られた財源や職員のなかでは、全てを同時に行うことは非常に困難になっています。

従来事務事業の担当課が予算要求をするには、総合計画に位置付けられていることが要件となっていることが前提でしたが、総合計画のなかでの重要性や優先順位などを考慮したものとはなっていませんでした。

今後の次年度予算編成においては、総合計画上の優先度や進捗状況を考慮した年度毎の「重点項目」を設けることにより、予算の重点配分を行い、総合計画の達成を図ります。

⑦総合計画の進捗状況管理と評価・検証

従来、総合計画策定後の計画進捗状況管理については、実施計画を作成し、毎年議会に報告していました。

これからは、議会への報告に加え、現在主に本町の行財政改革に関する調査審議をいただいている白石町行財政調査委員会へ総合計画の進捗状況についても報告し、これに対する町民の立場からの意見や評価をしていただきます。また、総合計画策定の際に行っている町民アンケートの調査項目を、総合計画に即した内容とすることにより、総合計画の評価・検証を行います。

※行財政調査委員会の委員定数は10人、任期2年。平成26～27年度の委員10人のうち、5人の方々が総合計画審議会委員です。

(2) その他

これまで町で作成する各種計画書は、計画書自体の作成や印刷製本を事業者に発注して、きれいなデザイン、装丁で、上質の用紙を使用し、大部数を印刷していましたが、今回は計画書の記載内容作成も町職員による手作りです。町政要覧などの広報資料とは異なりますので、なるべく写真やイラストを省き、印刷についてもきれいな装丁などは行わず、町の印刷機で最低限の必要部数のみ印刷します。もちろん、現行白石町総合計画と同じく町のホームページで公開し、閲覧やダウンロードできるようにします。

基本計画

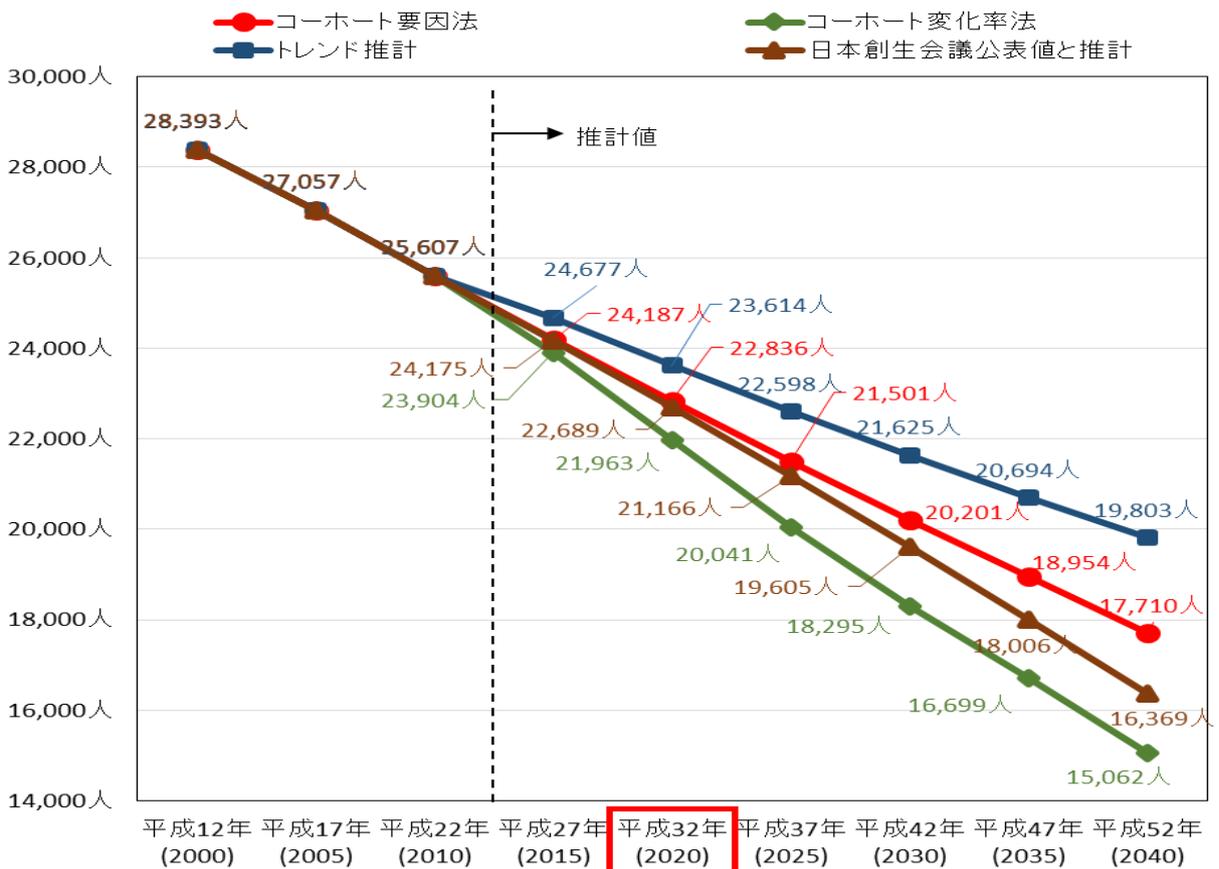
第1 総合計画策定の基礎的条件の見通し

1 総人口推計

平成32年に22,836人。(コーホート要因法による推計)

従来総合計画では人口増を前提とした計画目標を設定してきましたが、総合計画の目標人口は、行政における各種計画の基本となるため、過大な投資へつながることになりかねません。日本全体の人口が減少するなか、本町だけがこれを免れるには多大な財源と労力を必要とするものと思われ、現実的ではないことから、目標ではなく総人口を推計します。ただし、人口減少を悲観することなく、現実として受け止め、子育て支援や定住促進などの施策により、なるべく人口減少のスピードを緩め、歯止めをかけることに努めます。

推計手法別の人口推計



※コーホート要因法とは、コーホート（0歳から5歳区切りの性別ごとの集団）の5年後の変化を用いて人口推計を行う方法です。

※コーホート変化率法とは、一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されるものと仮定して推計する方法です。

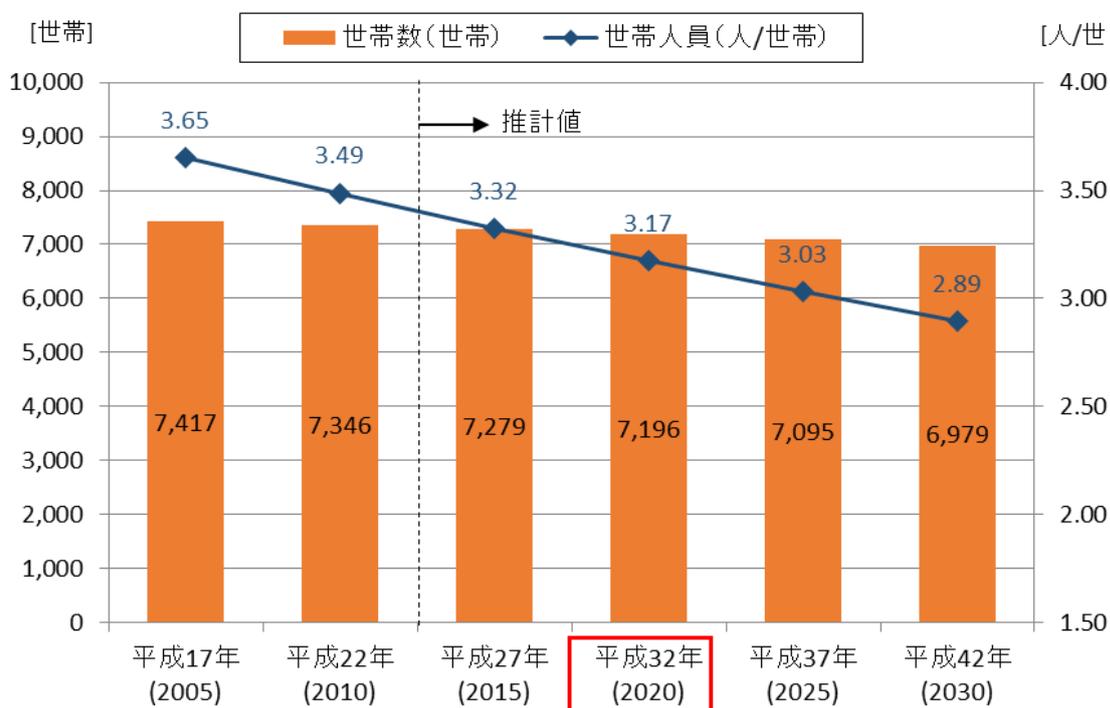
※トレンド推計法とは、過去の人口データの経年変化に対する近似式をあてはめて数学的に将来人口を推計する方法です。

※日本創生会議公表値は、平成26年5月8日に、日本創生会議が今のまま地方からの人口流出が止まらないと仮定して将来人口を推計したものです。

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)
コホート要因法	28,393人	27,057人	25,607人	24,187人	22,836人	21,501人	20,201人	18,954人	17,710人
コホート変化率法	28,393人	27,057人	25,607人	23,904人	21,963人	20,041人	18,295人	16,699人	15,062人
トレンド推計	28,393人	27,057人	25,607人	24,677人	23,614人	22,598人	21,625人	20,694人	19,803人
日本創生会議公表値と推計	28,393人	27,057人	25,607人	24,175人	22,689人	21,166人	19,605人	18,006人	16,369人

2 世帯数推計

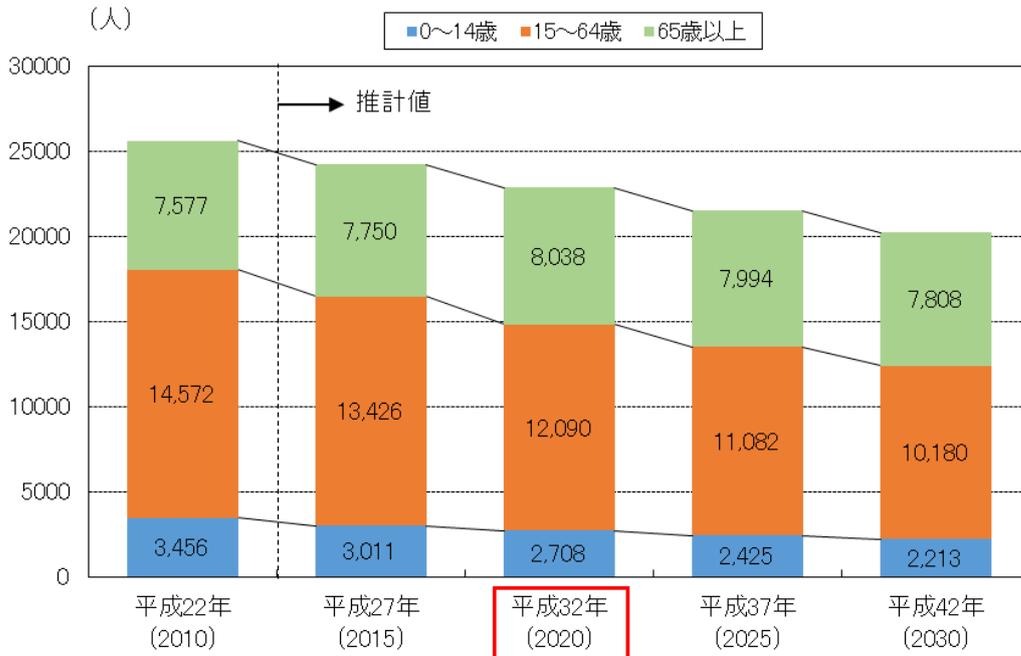
平成32年に7,196世帯。(コホート要因法による推計)



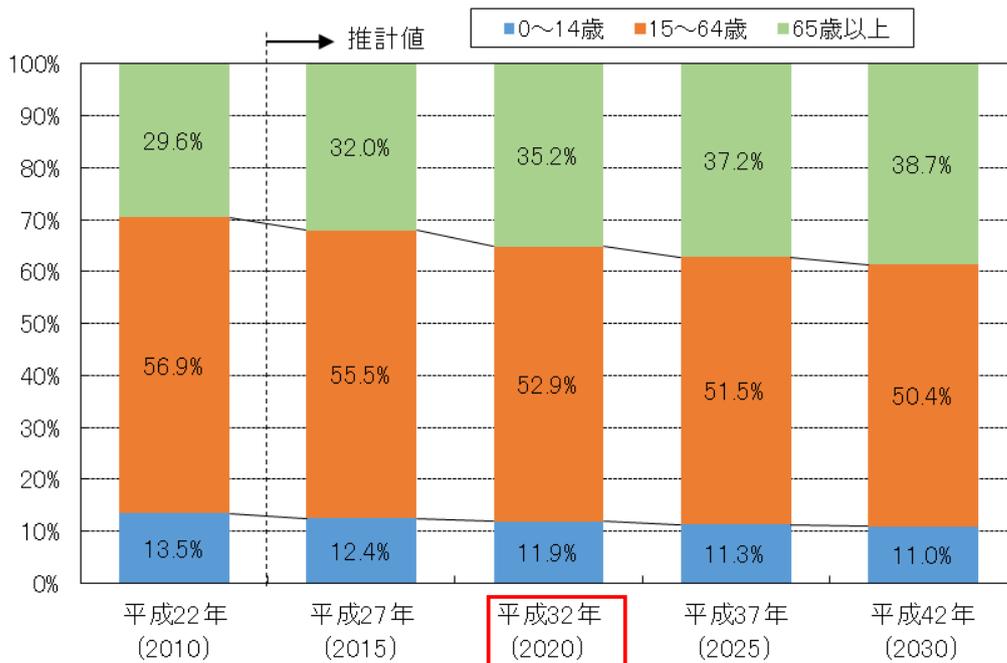
【図：世帯数・世帯人員の推計】(※H22年までは国勢調査実績値、H27年以降が推計結果)

3 年齢別人口推計

平成32年における年少人口（0歳～14歳）2,708人（11.9%）、生産年齢人口（15歳～64歳）12,090人（52.9%）、老年人口（65歳以上）8,038人（35.2%）。（コーホート要因法による推計）



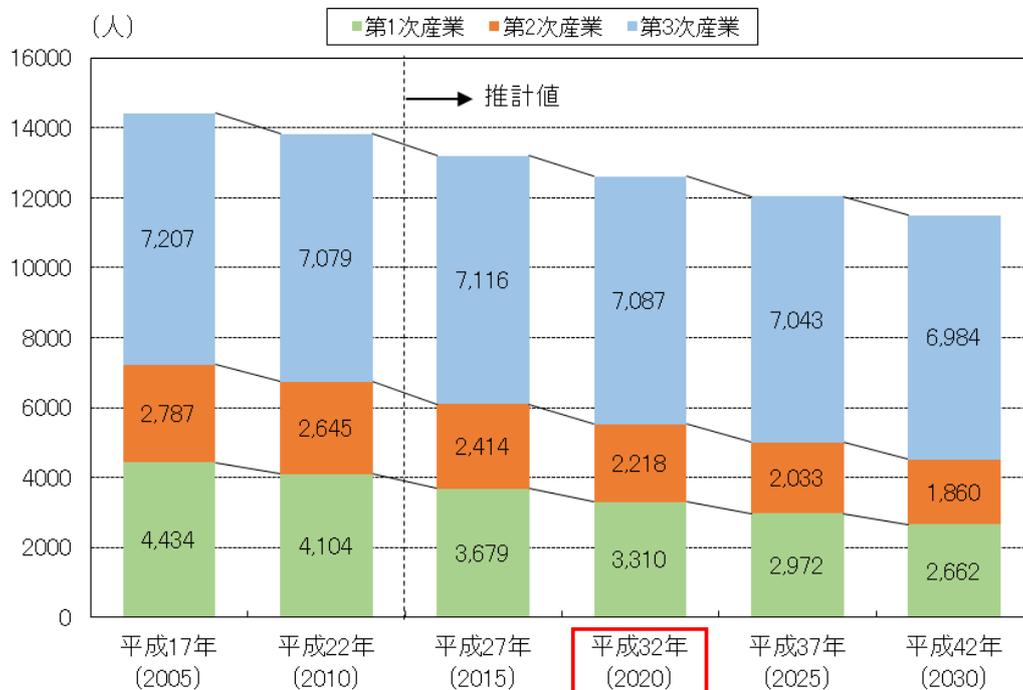
【図：年齢3区分別の人口の推移】（※H22年までは国勢調査実績値、H27年以降が推計結果）



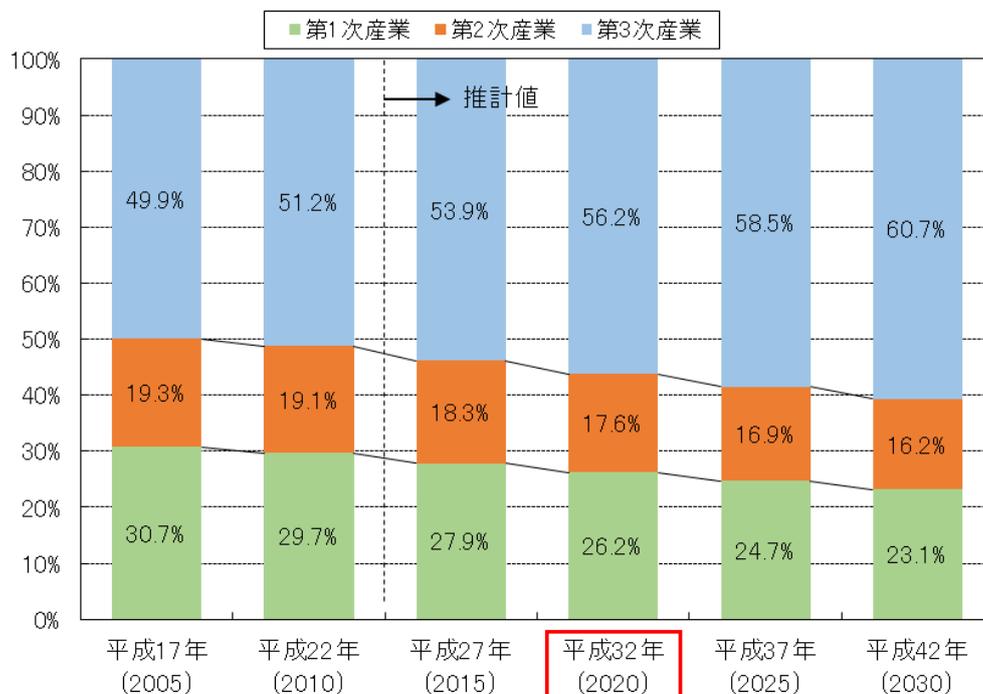
【図：年齢3区分別の人口構成比の推移】（※H22年までは国勢調査実績値、H27年以降が推計結果）

4 就業人口推計

平成32年の就業人口12,615人。第1次産業就業人口3,310人(26.2%)、第2次産業就業人口2,218人(17.6%)。第3次産業就業人口7,087人(56.2%)。(近似式による推計)



【図:就業者人口の推移】(※H22年までは国勢調査実績値、H27年以降が推計結果)



【図:就業者人口の構成比の推計】(※H22年までは国勢調査実績値、H27年以降が推計結果)

第2 基本理念

人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち

人

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち

大地

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち

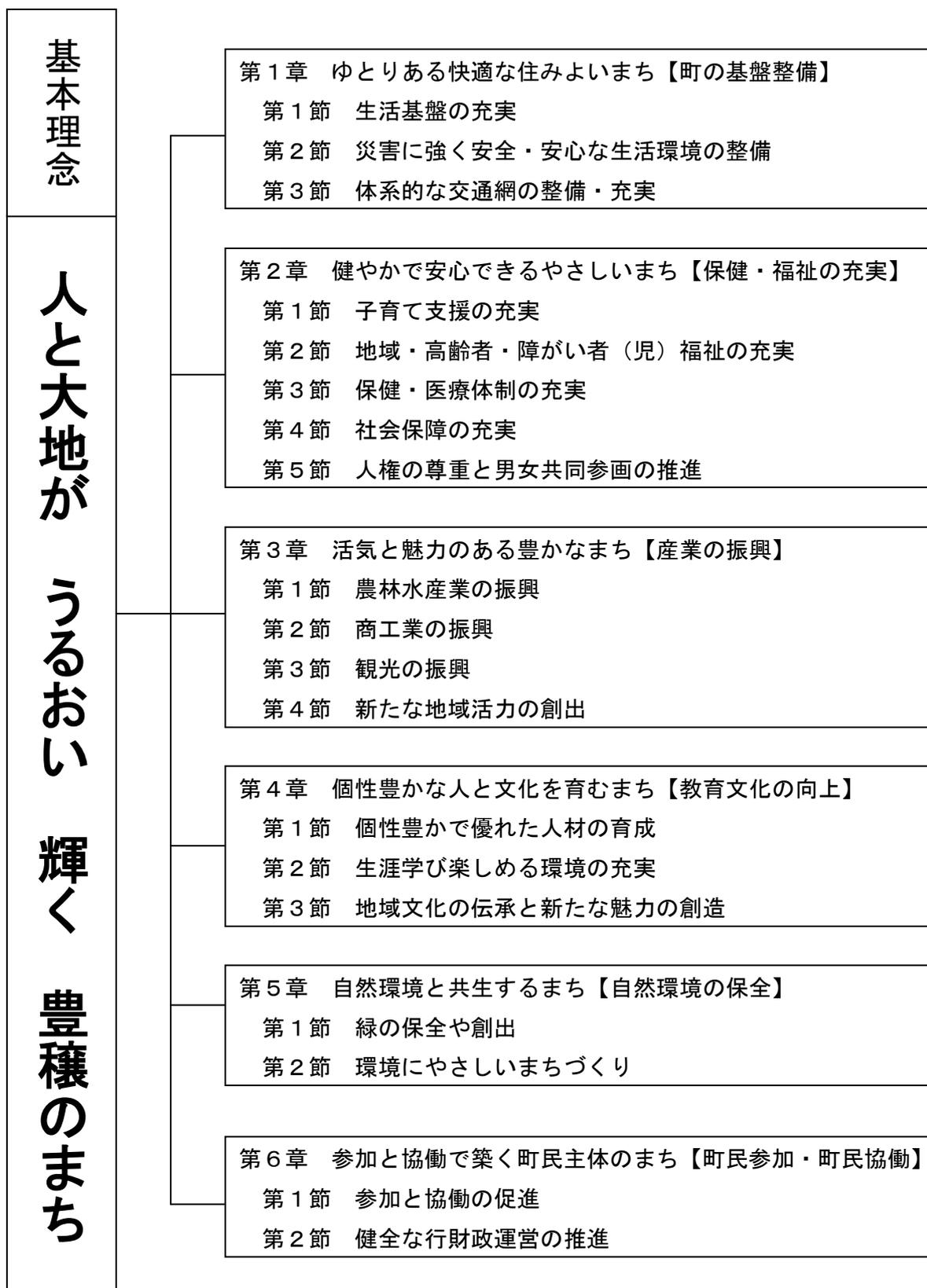
うるおい 輝く

地域の基幹産業である農林水産業、商工業の振興や、歴史・文化を資源として、情報発信と交流により活力のあるまち

平成16年3月に白石・福富・有明3町合併協議会が策定した新町まちづくり計画及び現行白石町総合計画にも示された基本理念を、第2次白石町総合計画でも継承し、『人（人間）と大地（自然環境）が共生し、快適で豊かなうるおいを持つまちづくりを行い、さらに、人・モノ・情報の積極的な交流を深めることによって、ますます輝く豊穡のまち』を目指します。

第3 まちづくりの大綱

基本理念である、『人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち』の実現のために、まちづくりの大綱を定めます。



第4 まちづくりの取組

まちづくりの大綱の実現に向けた取組の内容（施策）を示します。

※主な取組欄の【 】書きは、役場の推進担当課（室・局を含む）

- ・全課…取りまとめ担当課はないものの、全部又はほとんどの課のそれぞれの業務で取り組む場合
- ・〇〇課ほか…取りまとめ担当課とその他の関係する担当課がある場合
- ・〇〇課…その課のみで担当している場合

※今後の組織機構改革などで、担当課の名称などが変更されたときは、新しい担当課に読み替えます。

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第1節 生活基盤の充実

《現況と課題》

- 人口減少が進行しています。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定とその実践が求められています。
- 農業振興地域であり、町の基幹産業である農業の振興のため、農地の保全が必要です。
- 定住促進対策としての住宅地や事業用地の確保が必要です。
- 有明海沿岸道路の開通による土地利用の変化や事業用地などへの乱開発が心配されます。
- 町営住宅が老朽化しています。
- 給水人口の減少や節水意識の高揚により、水道使用量が伸び悩む中、老朽化による施設の更新や整備が必要です。
- 生活雑排水による水路の汚濁が問題となっています。

《めざすべき方向》

- 人口減少を現実として受け入れ、町として持続していけるよう、急激な人口減少を抑制する各種取組の実践
- 少子化対策・子育て支援などと組み合わせた定住の促進
- 計画的な土地利用の推進
- 住宅対策の充実
- 公共施設の再配置によるコンパクトシティ化
- 安全で安心な水道水の安定供給
- 下水道などの整備

《主な取組》

- 1 転入者の増加・転出者の減少のための取組【企画財政課ほか】
- 2 結婚推進対策の実施【企画財政課】
- 3 増加している空き家に対する防犯・防災・環境面からの管理対策の実施と有効活用の取組【総務課、企画財政課、生活環境課】
- 4 国土利用計画策定及び都市計画の策定による無秩序な開発の規制、住宅用地などの確保及びコンパクトなまちづくりの推進【企画財政課、建設課】
- 5 地籍調査の成果を用いた地図情報の利活用による行政事務の効率化【建設課、総務課】
- 6 町営住宅の計画的な維持管理による長寿命化【建設課】
- 7 老朽化した町営住宅の建替えによる住宅の確保【建設課】

8 「白石町水道ビジョン」による水道事業経営の健全化【水道課】

9 水道施設の計画的な維持管理及び長寿命化【水道課】

10 水道事業広域化の推進【水道課】

11 「白石町生活排水処理施設整備構想」による下水道整備の推進（目標：汚水処理人口普及率・平成25年度末現在55.7%→平成32年度69.5%）
【下水道課】

12 特定環境保全公共下水道事業の推進【下水道課】

13 浄化槽整備の推進（目標：整備基数・平成27～32年度340基）【下水道課】

14 下水道施設の計画的な維持管理による長寿命化【下水道課】

15 下水道事業経営の健全化及び事務の効率化【下水道課】

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第2節 災害に強く安全・安心な生活環境の整備

《現況と課題》

- 有明海沿岸に位置し、低平地である本町は、高潮や潮風被害が心配され、宅地、道路、農地などの冠水を防ぐため、迅速な排水が必要です。
- 有明海の海岸、六角川及び塩田川などの堤防決壊による浸水や冠水が心配されます。
- 消防・救急・水防体制は、常備消防である杵藤地区広域市町村圏組合消防本部と非常備消防である白石町消防団により構成されています。
- 消防団員の確保が問題となっています。
- 救急・救命の面では、出動回数が増加しており、高齢化に伴い体制充実が必要です。
- 国道、県道や町道などを抱え、通行の安全対策などが必要です。
- 通学路の安全確保が必要です。
- 詐欺や組織犯罪、青少年犯罪の防止が必要です。
- 地盤沈下対策のために造られた施設等の整備、維持管理が必要です。
- 気象の変化により、短時間豪雨による土砂災害の危険性が増大しています。
- 山間部においては急傾斜地もあり、豪雨等による地滑り等の自然災害が発生しやすい危険箇所もあります。

《めざすべき方向》

- 災害対策のための施設や体制の整備
- 常備消防の充実
- 非常備消防の充実
- 交通安全啓発活動の充実
- 通学路交通安全プログラムの推進
- 防犯対策のための関係機関との連携、啓発活動の充実
- 地盤沈下対策の充実

《主な取組》

- 1 白石町地域防災計画に基づく防災対策の推進【総務課】
- 2 防災情報伝達手段の多重化（目標：平成28年度まで）【総務課】
- 3 河川・水路などの施設整備【建設課、農村整備課】
- 4 海岸保全事業の推進【建設課、農村整備課】
- 5 雨水排水施設及び体制の整備【建設課、農村整備課】
- 6 地すべり防止対策及び土砂災害防止対策の実施【農村整備課、建設課】
- 7 消防団活動の充実と団員の確保【総務課】
- 8 常備消防との連携強化【総務課】

- 9 自主防災組織の組織化推進（目標：組織率・平成25年度17%→平成32年度50%）【総務課】
- 10 白石町交通安全対策協議会を中心とした交通安全対策の推進【総務課】
- 11 白石町通学路交通安全プログラムに基づく取組【学校教育課、総務課、建設課】
- 12 交通安全教室の開催及び交通安全指導の充実【総務課】
- 13 関係機関・団体と連携した防犯活動及び広報・啓発活動の推進【総務課】
- 14 県営地盤沈下対策事業との連携【農村整備課】

第1章 ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

第3節 体系的な交通網の整備・充実

《現況と課題》

- 国道207号の4車線化や有明海沿岸道路の整備、町内世帯での自動車保有の増加により、交通量が増加しています。
- 幅員の狭い道路での離合が困難な箇所があります。
- 小中学生の交通安全確保のため、通学路での歩道整備が必要です。
- 道路や橋りょうの老朽化が心配されます。
- 県道武雄福富線及び国道444号の路線バスが廃止され、国道207号の路線バスも利用者の減少により不採算路線となっています。
- 高齢者などの交通弱者のための通院や買い物などの足として、また通勤・通学している人のために身近な交通の確保が必要です。

《めざすべき方向》

- 広域的な視点による、町内の国道、県道、町道などの接続を考慮した道路網の整備
- 生活道路などにおけるバリアフリー化や児童生徒や高齢者などに配慮した道路環境整備
- 長期計画による道路施設や橋りょうの維持管理と長寿命化
- 身近な交通手段の確保

《主な取組》

- 1 有明海沿岸道路の事業促進【建設課】
- 2 広域道路網の整備促進【建設課】
- 3 計画的な町内道路網の整備【建設課】
- 4 交通安全施設の整備【建設課】
- 5 道路、橋りょうの計画的な維持管理による長寿命化【建設課】
- 6 廃止路線バスの代替運行【企画財政課】
- 7 コミュニティータクシーの運行【企画財政課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第1節 子育て支援の充実

《現況と課題》

- 核家族化や人口減少、価値観の変化等により少子化が進んでいます。
- 乳幼児・児童を取り巻く生活環境が大きく変化しています。
- 保護者の子育て環境に対する要望は多様化しています。
- 乳幼児・児童の健全な育成を目指して、細やかな児童福祉施策を検討する必要があります。
- 乳幼児・児童を抱えるひとり親家庭などの増加傾向もみられ、就業・育児環境においても多くの課題があります。
- 将来の本町を支える子どもたちを、産み育てやすい環境の整備が必要です。

《めざすべき方向》

- 定住促進対策と組み合わせた少子化対策と子育て支援
- 新たな子ども・子育て支援制度への対応
- 保育ニーズの多様化への対応
- より高い幼児教育と保育をはじめとした子育て支援
- ひとり親家庭などへの支援
- 養育支援の必要な家庭等への支援

《主な取組》

- 1 子育て家庭への経済的負担やその他の負担の軽減【保健福祉課、学校教育課】
- 2 子ども・子育て支援制度への取組【保健福祉課、学校教育課】
- 3 指定管理保育園の民営化（目標：平成32年度までに6園実施）【保健福祉課】
- 4 保育園等での休日保育の推進【保健福祉課】
- 5 保育園等での障がいのある幼児の受け入れ実施【保健福祉課】
- 6 町外保育園等の利用の実施【保健福祉課】
- 7 学童保育の充実【保健福祉課】
- 8 子育て相談・親子交流の場の提供【保健福祉課】
- 9 乳幼児の一時預かりの実施【保健福祉課】
- 10 地域ぐるみの子育て支援の促進【保健福祉課】
- 11 ひとり親家庭などへの支援【保健福祉課】
- 12 養育支援員等の訪問事業の実施【保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第2節 地域・高齢者・障がい者（児）福祉の充実

《現況と課題》

- 高齢化や核家族化が進行しています。
- 高齢者や障がいのある人が本町で暮らしてよかったと感じられ、安心して過ごせるような福祉サービスが求められています。
- 寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用者及び介護保険給付費が増加しています。
- 住み慣れた家庭や地域で暮らせるように、保健・医療・福祉の連携を図りながら、介護世帯の負担を軽減する福祉サービスが必要とされています。
- 介護予防や健康づくり、生きがいつくりのための生活支援サービスがより重要になってきています。
- 障がい福祉サービスを必要とする障がい者（児）の増加に伴い、障がい福祉サービスの利用者及び給付費が増加しています。
- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められます。

《めざすべき方向》

- 地域ぐるみの福祉の推進
- 高齢者の生きがいつくりの推進
- 高齢者の介護予防の推進
- 高齢者の在宅福祉の充実
- 高齢者への介護サービス等による生活支援
- 障がい福祉サービスの充実
- 障がい者（児）の自立した日常生活及び社会生活の推進

《主な取組》

- 1 白石町地域福祉計画に基づく、町民相互の思いやりと助け合いに支えられた地域福祉の形成【保健福祉課】
- 2 医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア団体との連携【保健福祉課、長寿社会課】
- 3 社会福祉協議会との連携【保健福祉課、長寿社会課】
- 4 白石町高齢者福祉計画に基づく総合的な支援【長寿社会課】
- 5 地域包括支援センターを中心とした地域ケアネットワークの充実【長寿社会課】
- 6 高齢者が主体的に関わる介護予防事業の推進【長寿社会課】
- 7 高齢者の社会参加の環境づくり【長寿社会課】

8 介護保険制度の理解を深めてもらうための啓発【長寿社会課】

9 白石町障害福祉計画に基づく総合的な支援【長寿社会課】

10 障がい福祉サービスによる支援【長寿社会課】

11 障がい者（児）への相談支援の充実【長寿社会課、保健福祉課】

12 障がい者（児）への地域生活支援事業の推進【長寿社会課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第3節 保健・医療体制の充実

《現況と課題》

- 晩婚化、少子化、共働きの増加などにより社会が変化しています。
- 妊娠、出産、子育てへの環境づくりが課題となっています。
- 成人をめぐる健康問題も変化し、生活習慣病などの病気の予防が課題となっています。
- 元気で長生きを目標に、病気の早期発見・早期治療に対する健康意識の向上が必要です。
- 救急医療、専門医による医療などの体制整備も必要です。

《めざすべき方向》

- 町民の生涯を通じた健康生活の実現
- 乳幼児の健やかな成長発達
- 食で育む心豊かで健康な身体
- 医療体制の充実

《主な取組》

- 1 白石町健康増進計画に基づく母子保健、成人保健事業の実施【保健福祉課】
- 2 町民の健康維持に関する関係団体、医療機関との連携【保健福祉課】
- 3 きめ細かな保健指導及び相談の充実【保健福祉課】
- 4 心と身体の疾病予防対策の充実【保健福祉課】
- 5 感染症などへの予防対策、広報活動の実施【保健福祉課】
- 6 妊産婦、乳幼児を取り巻く環境整備と相談活動の充実【保健福祉課】
- 7 妊娠を望む人への支援【保健福祉課】
- 8 白石町食育推進計画に基づく食生活改善及び食育の普及推進【保健福祉課】
- 9 地域医療体制の充実【保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第4節 社会保障の充実

《現況と課題》

- 低所得者の経済的自立と生活の安定が必要です。
- 国民健康保険への加入者の割合が高い状況です。
- 国民健康保険は、医療の高度化や高齢化などにより医療費が増加傾向にあります。
- 国民健康保険財政の健全化を図るためにも、国民健康保険税の収納確保や健康づくり事業の実施による医療費抑制対策を推進する必要があります。
- 国民年金制度の納付率が低下しています。
- 後期高齢者医療制度財政の健全で安定した運営が必要です。

《めざすべき方向》

- 低所得者への相談体制の充実
- 国民健康保険事業の安定運営
- 国民健康保険医療費の適正化
- 国民年金の納付促進
- 後期高齢者医療制度の財政安定化

《主な取組》

- 1 低所得者について、関係機関との連携、就労支援や相談などの実施【保健福祉課】
- 2 国民健康保険制度の現状や制度についての広報・啓発活動の充実【住民課】
- 3 平成30年4月からの国民健康保険事業財政運営の都道府県単位化に伴う、町担当業務の充実【住民課】
- 4 国民健康保険制度について、健康づくり事業との連携を図り、人間ドック健診、脳ドック健診、健康相談、健康教室などの予防事業の充実【住民課、保健福祉課】
- 5 国民健康保険税の収納確保【住民課、税務課】
- 6 国民健康保険被保険者の医療機関受診状況などの点検実施【住民課】
- 7 日本年金機構との連携による啓発及び保険料減免・納付猶予制度の周知【住民課】
- 8 後期高齢者医療制度の現状や制度についての広報・啓発活動の充実【住民課】
- 9 後期高齢者の健康保持増進を図るための定期健診、人間ドック健診などの予防事業の推進【住民課、保健福祉課】

第2章 健やかで安心できるやさしいまち【保健・福祉の充実】

第5節 人権の尊重と男女共同参画の推進

《現況と課題》

- 町民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、お互いの人権を尊重し合い、守り合うことが必要です。
- 同和問題、性別、子ども、高齢者や障がいのある人などに関する人権問題があります。
- 地域のなかで様々な課題を有し、困難な状況に陥っている人々の存在を認識することが求められています。
- 職場、家庭、地域において、男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

《めざすべき方向》

- 人権・同和教育啓発活動の推進
- 男女共同参画社会の推進

《主な取組》

- 1 人権啓発活動の推進【総務課、生涯学習課】
- 2 学校、企業団体などでの人権・同和教育の推進【総務課、学校教育課、生涯学習課】
- 3 第2次白石町男女共同参画プランの推進【企画財政課】
- 4 女性活躍の推進【企画財政課ほか】
- 5 役場管理職員への積極的な女性の登用【総務課】
- 6 配偶者、子ども、障がい者、高齢者などの虐待被害者支援と相談体制の充実【企画財政課、保健福祉課、長寿社会課、学校教育課】

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第1節 農林水産業の振興

《現況と課題》

- 本町は、農業を基幹産業として米・麦・大豆をはじめ、園芸作物などの安定的な生産により発展してきました。
- 長期にわたる米価の低迷や生産調整の実施が行われてきています。
- 輸入作物との競争が激化しています。
- 農林水産業全般の従事者の高齢化及び後継者不足が深刻化しています。
- 有害鳥獣による被害が深刻化しています。
- 畜産業の経営安定化が必要です。
- 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の関税撤廃などによる国内農林水産業への影響が懸念されます。
- 農業生産基盤施設の整備や維持管理が必要です。
- 林業における木材価格・木材需要・収益性の低下が問題となっています。
- 水産業においては、海苔養殖が本町水産業の基幹事業となっていますが、価格低迷、設備経費の増大、有明海の環境悪化が問題となっています。

《めざすべき方向》

- 農業における国・県・農業団体との連携強化
- 集落単位の営農体制の整備
- 意欲と能力のある多様な担い手の育成
- 担い手への農地集積と集約化
- 農作業の効率化、コスト削減
- 農産物の生産性の向上や高品質化
- 中山間地域での農業生産の維持
- 家畜の防疫体制の整備
- 土地改良施設などの整備
- 水源涵養や地球温暖化の防止を視野に入れた森林保持
- 水産業の生産性の向上と生産・流通・加工を通じた体制づくり
- つくり育てる水産業の振興
- 農林水産業全般での販売促進の強化

《主な取組》

- 1 需要に即した計画的な「売れる米・麦・大豆づくり」【産業課】
- 2 集落営農組織、複数個別経営体の法人化（目標：組織数・平成26年度1組織→平成32年度30組織）【産業課】

- 3 農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化【産業課、農業委員会】
- 4 「人・農地プラン」の見直し【産業課】
- 5 農業再生協議会等による農業支援体制の強化【産業課】
- 6 新規就農者の育成・確保（目標：新規就農者・年間25名）【産業課】
- 7 農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保・保全【産業課、農業委員会】
- 8 遊休農地の発生防止と解消【産業課、農業委員会】
- 9 効率的な農業生産技術の導入や作付の集団化【産業課】
- 10 米、麦、大豆をはじめ野菜、花き、畜産など各作物の高品質化とブランド化【産業課】
- 11 新たな特産品の開発【産業課】
- 12 有害鳥獣対策の拡充【産業課】
- 13 中山間地域での農業生産活動への支援【産業課】
- 14 土地改良施設、農道の整備【農村整備課】
- 15 農業用水の安定確保【農村整備課】
- 16 白石町森林整備計画に基づく森林資源の保全【農村整備課】
- 17 林道などの生産基盤の整備【農村整備課】
- 18 有明海の代表的な海産物である海苔の品質向上【農村整備課】
- 19 水産物の稚魚や稚貝の放流【農村整備課】
- 20 新たな海産物栽培技術導入【農村整備課】
- 21 水産資源の回復・拡大と経営基盤の強化【農村整備課】
- 22 特定漁港漁場整備計画に基づく、漁港や水産関連施設の整備【農村整備課】

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第2節 商工業の振興

《現況と課題》

- 本町の商業は、中心地と言われるエリアがなく、散在化の傾向があります。
- 商店街においては、家族経営などの小規模店舗が多く、店主の高齢化や後継者不足も問題となっており、休業・廃業店が増加する傾向がみられます。
- 町内や近隣市町に大型店の進出、ネットショッピングなどにより、町民の消費行動流出の傾向が大きくなっています。
- 用地・交通基盤、用水確保及び農地転用などの問題があることから、企業誘致が厳しい状況にあります。
- 本町の特性に合った企業誘致や地場産材加工業などの育成も求められます。
- 勤労者の生活の安定確保が必要です。

《めざすべき方向》

- 消費活動の多様化、個性化に対応できる経営者の育成
- 商店街の再編
- 商業者の組織化
- 本町の地域特性に合った企業誘致活動
- 地産地消を可能とする企業の育成
- 地域と密着した商工業の振興
- 勤労者への支援

《主な取組》

- 1 商業経営者育成の支援【産業課】
- 2 地域商業団体の育成【産業課】
- 3 地域に密着した魅力ある商店街の振興【産業課】
- 4 既存企業の育成・支援【産業課】
- 5 地元の特産物を生かした農水産加工業の育成【産業課】
- 6 国、県、周辺市町との連携による企業誘致の推進【産業課】
- 7 誘致企業選定のための調査研究【産業課】
- 8 勤労者の福利厚生などへの支援【産業課】

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第3節 観光の振興

《現況と課題》

- 本町では、これまでも温暖な気候に恵まれた自然や有明海を活かした多くの開発・イベント企画などが推進されてきました。
- 観光資源の多様化に対応し、自然回帰、ゆとり・癒しなどと言われるような観光・レクリエーションに対する観光資源の開発を推進する必要があります。

《めざすべき方向》

- 自然や有明海などの特性を活かした観光の推進
- 農林水産業との連携
- 地場産品などを活用した観光産業の定着

《主な取組》

- 1 有明海、白石平野、杵島山などの豊かな自然や歴史・文化などの観光資源のネットワーク化【産業課ほか】
- 2 特産物を活かした観光ルートの開発【産業課】
- 3 他の市町村との連携による観光ルートの開発【産業課】
- 4 地域の資源を活かしたイベントの開催【産業課ほか】
- 5 町内外への積極的なPR活動による交流人口拡大【産業課ほか】

第3章 活気と魅力のある豊かなまち【産業の振興】

第4節 新たな地域活力の創出

《現況と課題》

- 本町産業の基軸である第1次産業は、農家・漁家数の減少や従事者の高齢化が進んでいる状況にあり、第1次産業算出額も減少傾向となっています。
- 工業や商業においても、平成20年のリーマンショック以降は、デフレや消費の落ち込みなどの影響により、製造出荷額や商店の販売額も伸びていない状況です。
- 町全体においても、人口減少や高齢化が進み、平成22年度には過疎地域の指定を受けるなど、地域や産業の活性化が叫ばれている状況にあります。
- 農林水産物の生産に留まらず、加工や販売も合わせた総合産業化により各産業がともに活性化することが必要です。

《めざすべき方向》

- 各産業相互の活性化
- 第1次産業を基軸にした農林水産物などの付加価値の向上
- 農林漁業者などによる6次産業化
- 農林漁業者などと商工業者が連携する6次産業化

《主な取組》

- 1 6次産業化に取り組む意欲的な農林漁業者など及び商工業者の起業に対する支援【産業課】
- 2 6次産業化に関する情報発信、販路開拓、補助事業活用などへの相談・指導【産業課】
- 3 6次産業化法及び農商工等連携促進法に基づく計画認定支援【産業課】
- 4 道の駅の整備（目標：平成30年度までにオープン）【産業課、建設課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

第1節 個性豊かで優れた人材の育成

《現況と課題》

- 児童生徒・保護者、町民の教育に対するニーズが多様化しています。
- 郷土を愛し、次代を担う人材を育成するために、個性や能力を伸ばす教育活動の展開が必要です。

《めざすべき方向》

- 次世代を担う人材の育成
- 生涯を通じ社会を生き抜くための教育の推進
- 子ども・子育て、幼児教育の質の向上
- 学校教育における自ら学ぶ意欲・態度と社会変化に対応できる能力の育成
- 学校教育における基礎基本学習の習得
- 一人ひとりの個性と創造力を伸ばす学校教育の推進
- 心身ともに健全で豊かな人間性を育む学校教育の推進
- グローバル化や情報化などの変化に即した学校教育の推進
- 地域住民の学校支援や学校運営への参画の推進
- 学校教育環境の充実
- 青少年の健全育成

《主な取組》

- 1 幼児教育への支援【学校教育課】
- 2 個性を最大限に発揮する、次世代を担う人材育成【学校教育課、生涯学習課】
- 3 確かな学力の育成【学校教育課】
- 4 特別支援教育の充実【学校教育課】
- 5 グローバル化に対応した国際理解力の向上【学校教育課】
- 6 児童生徒の体力の向上【学校教育課】
- 7 学校教育における食育・健康教育の推進【学校教育課】
- 8 ICT（情報通信技術）教育環境の充実【学校教育課】
- 9 安全・安心で効率的な学校運営のための教育環境・施設の整備と充実【学校教育課】
- 10 地域とともにある学校づくりの推進【学校教育課】
 - (1) 小中学校の今後のあり方に関する町民議論の喚起【学校教育課】
 - (2) コミュニティ・スクールの導入推進【学校教育課】
 - (3) 総合教育会議の設置と協議【企画財政課】
- 11 学校・家庭・地域の連携、体験活動等による青少年健全育成【生涯学習課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

第2節 生涯学び楽しめる環境の充実

《現況と課題》

- 高齢化の進行や価値観の多様化などの社会変化に適応し、豊かな人生を送るために、町民の学習意欲や社会参加意欲が高まっています。
- 「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる幅広い学習機会を提供して、主体的な町民活動の活発化を支えていくことが求められています。
- 町民の学習ニーズの把握も進め、生涯学習の視点によるライフステージに応じた魅力ある学習機会を提供する必要があります。
- 生涯学習施設が老朽化しています。

《めざすべき方向》

- 町民の自己啓発の支援
- 生きがいある人生のための学習機会の提供
- 町民の学習ニーズの把握
- 関係機関との連携・地域コミュニケーションの推進

《主な取組》

- 1 生涯学習施設の整備・充実【生涯学習課】
- 2 学習ニーズに応じたバラエティ豊かな教室・講座の開講【生涯学習課】
- 3 スポーツ競技力の向上を目指した選手や指導者の育成【生涯学習課】
- 4 ニュースポーツの推進【生涯学習課】
- 5 各種スポーツ団体との連携【生涯学習課】
- 6 自治公民館及び社会教育関係団体の活動支援【生涯学習課】
- 7 図書館事業の推進と効率的な運営【生涯学習課】

第4章 個性豊かな人と文化を育むまち【教育文化の向上】

第3節 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

《現況と課題》

- 本町では、自治公民館や保存団体を中心に、浮立を代表とする風習・伝統芸能の伝承活動が活発に行われています。
- 貴重な誇りとすべき各種の文化財が数多くありますが、まだまだ広く一般に知られているとは言えません。
- 歴史や文化の素晴らしさを再認識し、地域文化を発展させるために価値ある文化財や、日常生活の中で育まれてきた文化や伝統を後世に伝え、保存・公開・活用し、郷土白石への愛着と誇りを育てていくことが求められています。
- 町民生活の中に潤いや豊かさを実感できるよう、幅広い文化活動への支援が求められています。

《めざすべき方向》

- 町民が芸術・文化に感動できる機会の提供
- 文化財への関心の醸成と保存活用

《主な取組》

- 1 文化活動団体などとの連携【生涯学習課】
- 2 町民の文化活動の支援【生涯学習課】
- 3 地域の風習・伝統芸能を保存継承する団体の育成支援【生涯学習課】
- 4 優れた芸術・文化・文化財に接する機会づくり【生涯学習課】
- 5 新たな文化創造への支援【生涯学習課】
- 6 貴重な文化財の調査と適切な維持管理・公開と活用【生涯学習課】
- 7 歴史に触れられる環境づくり【生涯学習課】

第5章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

第1節 緑の保全や創出

《現況と課題》

- 緑豊かで美しい地域の自然環境は、人々の暮らしを育み、町の魅力を高める貴重な資源となっています。
- 緑の役割は、町民が快適に暮らすうえで、視覚的な潤いだけでなく、心を癒す効果などの感覚的な機能を持っています。
- 引き続き公共施設の植栽による緑化などの推進が必要です。
- 農地転用などにより田園の風物としての緑が減少していることは否めません。
- 憩いと安らぎを感じられる魅力ある快適な環境づくりのため、緑化推進活動に努める必要があります。
- 子どもたちの心の中に、川や海、緑に対する優しい気持ちを育むための活動も求められています。

《めざすべき方向》

- 地域に密着した多くの利用者に喜ばれ親しまれる公園整備
- 町内の豊かな自然を維持する水辺環境の整備の推進
- 田園の風物詩である緑をはじめとした豊かな自然の保全
- 町民による積極的な緑化活動の推進

《主な取組》

- 1 豊かな自然と生態系の保全に対する普及啓発【農村整備課】
- 2 水辺の自然、親水性への配慮【生活環境課、建設課、農村整備課】
- 3 川の水質や水量への配慮【生活環境課、建設課、農村整備課】
- 4 農用地の緑とせせらぎの保全【農村整備課】
- 5 ため池やクリーク、河川などの水辺環境の保全・整備【建設課、農村整備課】
- 6 公園などの整備による緑地・緑化【産業課、建設課、農村整備課】

第5章 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

第2節 環境にやさしいまちづくり

《現況と課題》

- 本町の杵島山から有明海までの変化に富んだ地形や平地に広がる農地など豊かな水と緑あふれる自然環境は、人々の暮らしはもちろん、農業や漁業などに密接な役割を果たしています。
- 地球温暖化や廃棄物の増加などの様々な環境問題が今後さらに深刻さを増すことが予想されます。
- 生活環境に配慮した事業活動や町民一体となった環境美化活動の推進や日常生活での取組などが今後一層必要となってきます。
- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などについても、その解消に向けた取組体制が必要となっています。

《めざすべき方向》

- 町民、事業者や行政による環境保全活動の推進
- 地球温暖化防止対策の計画的な推進
- 地域水環境の保全
- 3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）型ライフスタイルの構築と循環型社会形成の推進
- 環境教育や環境保全に関する啓発活動の推進
- 環境ボランティアの育成・支援

《主な取組》

- 1 町民や事業所に対する環境保全意識の啓発【生活環境課】
- 2 地球温暖化対策のための緑のカーテン事業などの環境保全活動の実践【生活環境課】
- 3 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などに対する関係機関との連携による監視・指導の推進【生活環境課】
- 4 河川などの水質検査と監視の実施（目標：水質検査適合率・平成25年度67%→平成32年度75%）【生活環境課】
- 5 生活排水処理基本計画に基づく、水質浄化意識の啓発【生活環境課】
- 6 一般廃棄物処理基本計画に基づく、事業の実施【生活環境課】
 - (1) 計画的な分別収集
 - (2) 廃棄物の減量化
 - (3) リサイクルなどの適正処理の推進による循環型社会の形成
 - (4) 集積場などの施設整備

第5章 第2節

はじめに

7 白石町新エネルギービジョンに基づく環境配慮型・資源循環型社会の構築
【企画財政課、生活環境課】

目次

8 バイオマスタウン構想の推進【企画財政課、生活環境課】

9 浸水などによる感染症予防【生活環境課】

10 不法投棄の防止【生活環境課】

11 野外焼却の防止【生活環境課】

序論

12 狂犬病注射の実施（目標：接種率・平成25年度73%→平成32年度80%）
【生活環境課】

13 ペットの飼育マナー・モラルの意識向上【生活環境課】

基本計画

14 家庭や事業活動における省エネルギー行動の推進【生活環境課】

15 地球温暖化対策に関する町民意識の啓発【生活環境課】

第一章

16 町民・事業者が一体となった環境美化活動の推進（目標：クリーンデー参加率・平成25年度83%→平成32年度90%）【生活環境課】

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料

第6章 参加と協働で築く町民主体のまち【町民参加・町民協働】

第1節 参加と協働の促進

《現況と課題》

- 町民参加による行政の推進は、魅力あるまちづくりを推進していく上で必要不可欠です。
- 町民と行政が協力し合いながら共につくる「まちづくりの体制づくり」が必要です。
- 広報は、行政情報をきめ細やかに発信することが求められています。
- 高度情報化社会への対応が求められます。
- 世代を超えた町民交流も求められています。

《めざすべき方向》

- 地域活動の推進
- 町民主体のまちづくりのための行政への町民参加の拡大
- 行政と地域住民との協働体制の確立
- きめ細やかな行政情報の発信と情報公開
- 町民の情報利用環境の向上
- 町民相互の交流の拡大

《主な取組》

- 1 地域コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動などの推進【企画財政課】
- 2 地域と行政の協働による道路・水路などの生活環境整備や地域づくり【全課】
- 3 町審議会などへの町民参加の拡大【全課】
- 4 行政情報の積極的な公開【全課】
- 5 パブリックコメント（行政手続における意見公募手続）制度の整備
（目標：平成28年度までに整備）【総務課】
- 6 広く町民の意見を取り込むための広聴制度の充実【企画財政課】
- 7 行政情報をわかりやすく的確に伝える広報紙づくり【総務課】
- 8 ホームページの内容充実【総務課】
- 9 ケーブルテレビの魅力ある番組放送【総務課】
- 10 効果的な情報発信手段の充実【総務課】
- 11 町民対象の情報化講座などの実施【総務課】
- 12 町民相互の融和のためのイベントの実施【全課】

第6章 参加と協働で築く町民主体のまち【町民参加・町民協働】

第2節 健全な行財政運営の推進

《現況と課題》

○3町合併により新白石町が誕生して10年が経過しましたが、社会経済状況は変化し続け、町民の価値観も多様化し、行政へのニーズはますます広範囲に及び、複雑化、高度化しています。

○行政組織として町民の信頼に応え得る行政運営が求められます。

○合併による普通交付税の優遇措置（合併算定替）は、平成31年度で終了し、さらに人口減少により普通交付税が減少します。

○人口減少による町税の減少が予想されます。

○新たな行政需要に対応していくためには、コンパクトで持続可能な行政運営が必要です。

《めざすべき方向》

- 社会情勢に対応した効率的な行政組織の運営
- 正確で町民の要望に応え得る行政運営
- 町税などの自主財源の確保
- 計画的かつ安定した財政運営
- 選択と集中による目標達成のための積極的な行政展開

《主な取組》

- 1 行政サービスの向上【全課】
- 2 適正な行政事務の執行【全課】
- 3 公共施設の適正な維持管理【全課】
- 4 コンプライアンス（法令遵守）の取組推進【総務課ほか】
- 5 町税、使用料などの適正な賦課収納【全課】
- 6 公金の適正な管理及び運用【会計室ほか】
- 7 監査機能の充実【監査委員事務局】
- 8 地方債現在高の削減【企画財政課】
- 9 将来を見据えた計画的な基金造成【企画財政課】
- 10 過疎地域自立促進特別措置法指定による特例措置の有効利用【企画財政課ほか】
- 11 広域行政の充実【全課】
- 12 他市町との事務の共同化【全課】
- 13 社会保障・税番号制度への対応【総務課ほか】
- 14 白石町人材育成基本方針に基づく職員の人材育成【総務課】
- 15 ICT（情報通信技術）の利活用による行政事務の効率化【総務課ほか】

1 6 行財政改革の推進【企画財政課ほか】

(1) 現行の取組の推進

- ・「第1次改訂白石町行財政改革大綱(目標年次:平成23年度～平成27年度)」及びこれに基づく実施計画とである「白石町行財政改革プラン(目標年次:平成23年度～平成27年度)」の推進と、後継計画などの策定と実践

(2) 町職員の削減

- ・終身雇用的な職員(町長、副町長、教育長及び指導主事2人の計5人以外の職員)数の削減

(目標:平成26年3月31日現在284人→平成32年3月31日現在255人)

(3) 公共施設などの適正配置

- ・人口減少に対応するため、総公共施設数、床面積の削減
- ・公共施設など総合管理計画の策定(目標:平成27年度まで)による公共施設の適正配置
- ・将来の人口推移や財政状況に見合った、計画的な維持管理による長寿命化、統廃合による集約化、複合施設化、減築、施設更新など、各施設毎の個別計画を策定(目標:平成32年度)
- ・公共施設の建設、運営などにおける公民連携(P P P)・民間資金などの活用(P F I方式)などの検討

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料

附 属 資 料

白石町総合計画審議会条例

平成17年1月1日
条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、白石町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ白石町総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内をもって組織し、委員は町議会議員、公共的団体等の代表者及び町住民のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に係る審議が終了する日までとし、補欠の委員の任期は残任期間とする。ただし、職名をもって委嘱された委員が、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

白石町総合計画審議会委員名簿

	団体等	氏名	備考
1	白石町議会議員（議長）	白 武 悟	審議会会長
2	白石町教育委員会（教育長）	江 口 武 好	審議会副会長
3	白石町駐在員会（副会長）	筒 井 義 隆	白石地域代表
4	白石町駐在員会（副会長）	永 田 敬 貳	福富地域代表
5	白石町駐在員会（会長）	溝 口 研 次	有明地域代表
6	白石町民生児童委員協議会（会長）	川 崎 敏 光	
7	白石町老人クラブ連合会（副会長）	林 眞智子	
8	白石町地域婦人連絡協議会（有明地域婦人会長）	原 崎 倫 子	
9	白石町身体障害者福祉協会（会長）	前 田 清次郎	
10	白石町手をつなぐ育成会（副会長）	東 嶋 美佐江	
11	白石町消防団（団長）	小 野 房 夫	
12	白石町男女共同参画みらいネットの会（理事）	村 上 恭 与	
13	白石町まちおこし運営委員会（運営委員長）	樋 口 和 敏	
14	佐賀県農協白石地区中央支所（総合部長）	江 島 保 昌	農業関係者
15	佐賀県有明海漁協新有明支所（運営委員）	岩 永 強	漁業関係者
16	白石町商工会（会長）	門 田 憲 治	商工関係者
17	白石町6次産業活性化委員会（委員）	溝 上 鈴 子	
18	白石町スポーツ推進委員会（事業部会長）	西 山 清 則	
19	有明ふたば保育園父母の会（役員）	西 山 美 記	公設民営第1号園
20	福富小学校PTA（副会長）	久 原 輝 雅	児童数最多
21	白石中学校PTA（会長）	藤 井 末 実	生徒数最多
22	公募	小 森 八重子	
23	公募	溝 口 俊 弘	
24	公募	大 隈 順 子	

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料

諮問書及び答申書

白企第2480号
平成26年5月20日

白石町総合計画審議会会長 様

白石町長 田島 健一

第2次白石町総合計画について（諮問）

白石町は、平成17年1月1日に旧白石、福富、有明の3町が合併して新白石町としての「白石町総合計画」を策定し、各種施策を実施してまいりましたが、この計画期間が今年度をもって終了いたします。

この間、世界的経済危機や少子高齢化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、東日本大震災を契機とした新たな防災対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性及び自立性の確立など、様々な課題に的確に対応する必要があります。

今後、合併による財政優遇措置の終了を見据え、行財政改革をより一層推進するとともに、本町の魅力ある地域資源を最大限に活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、白石町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会に第2次白石町総合計画策定に関する調査及び審議を諮問します。

平成27年 2月23日

白石町長 田島 健一 様

白石町総合計画審議会
会長 白 武 悟

第2次白石町総合計画（案）について（答申）

白石町総合計画審議会条例第2条に基づき、平成26年5月20日付け白企第2480号をもって諮問された第2次白石町総合計画（案）について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては当審議会の審議結果の意を十分尊重され、その実現に努められるよう要望します。

第2次白石町総合計画策定経過

日時	会議等
平成26年 5月 9日	第1回白石町総合計画策定委員会
5月20日	第1回白石町総合計画審議会
6月25日	第2回白石町総合計画策定委員会
7月10日	小中学生アンケート依頼
7月22日	第2回白石町総合計画審議会
8月26日	町民アンケート郵送
11月27日	第3回白石町総合計画策定委員会
12月15日	第4回白石町総合計画策定委員会
12月25日	第3回白石町総合計画審議会
平成27年 1月13日	第4回白石町総合計画審議会
1月26日	第5回白石町総合計画策定委員会
2月10日	第6回白石町総合計画策定委員会
2月16日	第5回白石町総合計画審議会
2月23日	第6回白石町総合計画審議会（町長への答申）
3月12日	平成27年第1回白石町議会定例会において可決

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

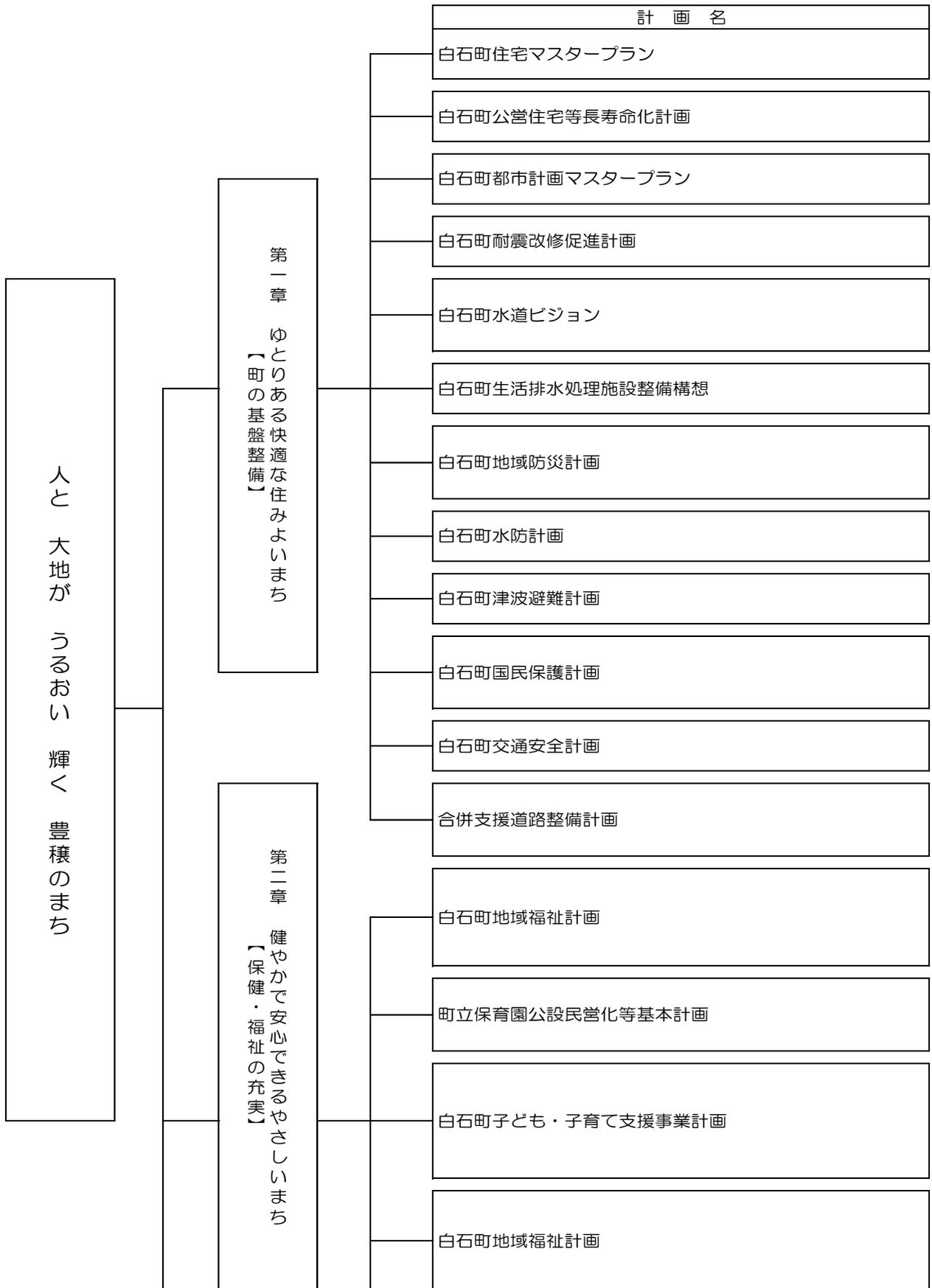
第四章

第五章

第六章

附属資料

総合計画と主な個別計画の体系（平成27年4月1日現在）



計 画 の 概 要
少子高齢化へ対応し、老朽化した町営住宅の適切な改善・建替えを実施することにより、人口減少時代における定住促進を図るための計画
安全で快適な住宅を長期間確保するため、修繕や補修の計画を立て、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図るための計画
農地を保全しながら、都市計画施設を充実させることにより、町の健全な発展と秩序ある住環境の整備を図るための計画
予測困難な大規模地震による建築物倒壊等の物的被害・人的被害を未然に防止するため、白石町における既存建築物の耐震改修を促進する計画
白石町水道事業の現状と将来の見通を分析・評価し、現在及び将来における課題の解決及び高水準の水道を構築するため、中長期的な視野に立ち、将来を見据えた安全で安定した給水サービスの実現を目指すための計画
地域特性に応じた污水处理施設の整備を行うことにより、快適な生活環境の形成とクリーク・河川などの水環境を清浄に保つための長期構想
地震・風水害等の災害対策全般に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画
水防上必要な予報、監視警戒、通信連絡、輸送及び水門の操作、水防のための活動、関係団体との協力、応援並びに水防施設の整備及び運用について定めた計画
将来発生が想定される津波災害から住民の生命と身の安全を確保するための計画
武力攻撃やテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、国、県、他の市町村、関係機関等と連携、協力して迅速、的確に住民の避難や救援などを行うことにより、住民の生命、身体及び財産を保護するための計画
安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、交通安全対策全般にわたって、総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた計画
3町合併により旧町間や公共施設を結ぶ町道の総合的な道路ネットワークの整備が急務である。これらの町道の改良工事を建設事業計画と整合性を取りながら、年次施工することにより安全・安心な道路網の整備とゆとりある生活基盤を確保する計画
社会福祉法第107条に基づき策定した支援を必要としている人や家族が、地域社会の中で自立した生活ができるように、児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域社会の生活課題を発見し解決していくために、地域での支え合いをどのように進めていくかを定めた計画
保育園設置運営と民営化の方法について、町立保育園の運営方針、町立保育園の評価とこれからの役割、指定管理保育園の箇所決定について及び指定管理保育園（保育園民営化のスケジュール）に関する計画
〇教育・保育提供区域の設定 〇各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期 〇地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期 〇幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
社会福祉法第107条に基づき策定した支援を必要としている人や家族が、地域社会の中で自立した生活ができるように、児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域社会の生活課題を発見し解決していくために、地域での支え合いをどのように進めていくかを定めた計画

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料

人と 大地が
うるおい 輝く
豊穡のまち

第二章 健やかで安心できるやさしいまち
【保健・福祉の充実】

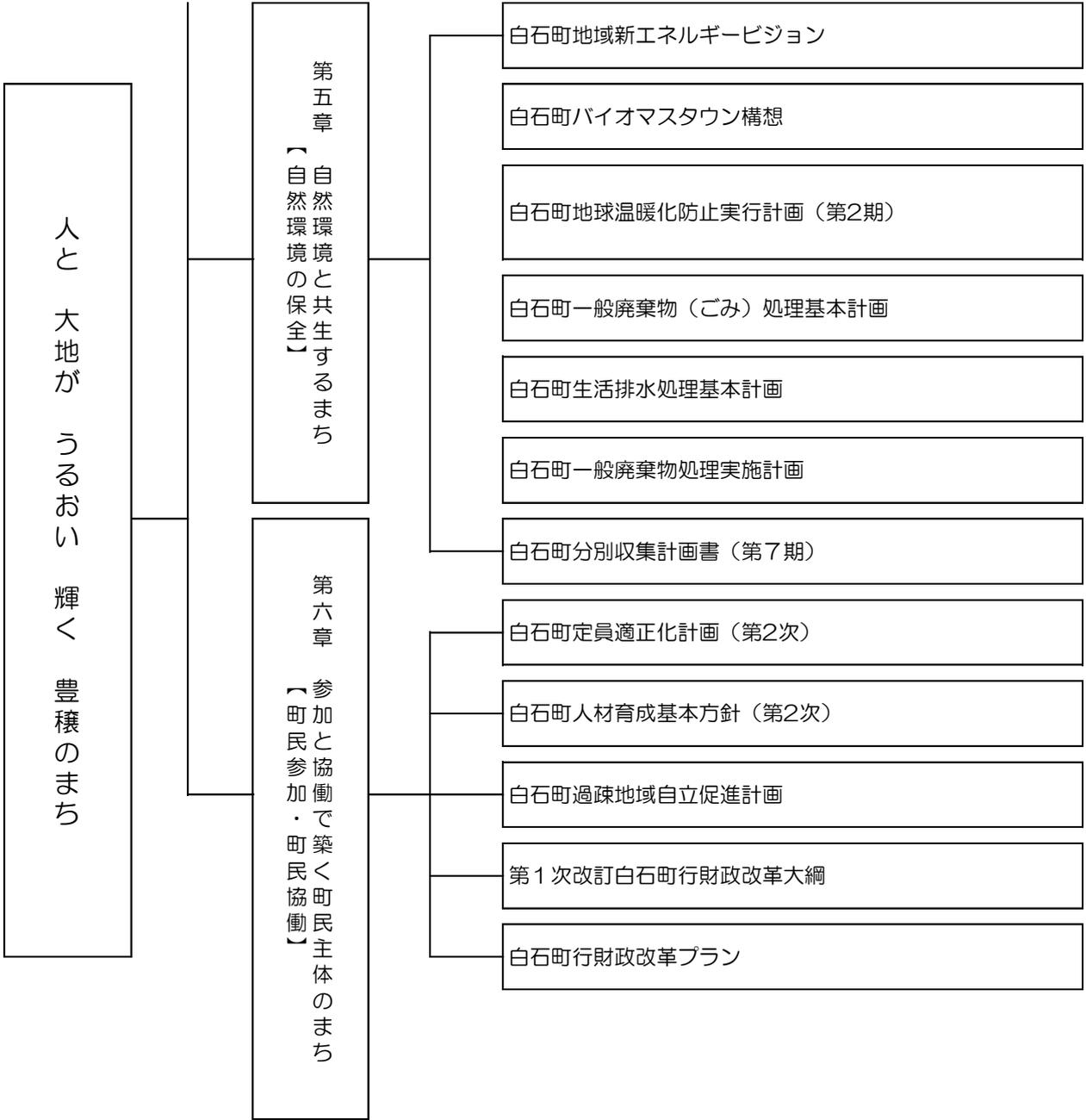
第三章 活気と魅力のある豊かなまち
【産業の振興】

第四章 個性豊かな人と文化を育むまちの向上
【教育文化の向上】

- 白石町高齢者福祉計画
- 白石町障害者基本計画
- 白石町障害福祉計画
- 第2期特定健診等実施計画
- 第2次白石町食育推進計画
- 白石町健康増進計画
- 第2次白石町男女共同参画推進プラン
- 第2次白石町DV被害者支援基本計画
- 白石町地域水田農業ビジョン
- 白石町農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想
- 白石町人・農地プラン
- 白石町農業振興地域整備計画
- 白石町鳥獣被害防止計画
- 白石町森林整備計画
- 白石町特定間伐等促進計画
- 白石町公共建築物木材利用促進方針
- 百匠元気プラン
- 白石町子ども読書活動推進計画

老人福祉法に基づき町における高齢者福祉施策全般にわたり基本的な目標を定めるとともに、取り組むべき施策全般を定めた計画
障害者基本法に基づく町の障害者施策に関する基本的な計画であり、保健、医療、福祉、教育、雇用・就労、生活支援、広報・啓発など多様な分野について定めた計画
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策を定めた計画
特定健康診査等基本指針に基づく計画であり、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する事項や目標に関する事項について定める計画
「食育基本法」に基づき作成した第1次計画の基本方針を引き継ぎ、生涯を通じた食育推進を実践するための計画
町民の健康の維持増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
男女共同参画基本法の基本理念の通り作成した、第1次推進プランを引き継ぎ、男女共同参画の推進に係る計画を定めるもの
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき作成した、第1次基本計画を引き継ぎ、DV被害者の支援に係る基本計画を定めるもの
地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にし、生産対策及び経営対策を一体的に展開するビジョン
効率的で安定的な農業経営の指数や、農用地の利用目標、または経営改善を図る農業者への支援を定め、地域農業の展開方向・経営体制の展望を明らかにするもの
厳しい農業情勢の中、持続可能な強い農業を実現するため、集落・地域において話し合いにより、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための設計プラン
農業生産の基礎となる「優良農地」を明確に区分して確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために、策定する総合的な農業振興の計画
イノシシなどの農作物被害が増加していることから、対象鳥獣（イノシシ・カモ・カラス等）の捕獲取組や被害防止対策を定めたもの
伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本方針を定めたもの
町の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8年間で8haの間伐をおこなうことを目標とし、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する計画
公共建築物における木材利用促進の意義及び基本的な方向、町が整備する公共建築物における木材利用の目標、木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めたもの
農業をはじめ、各産業がともに活性化し、白石町全体が活力ある町として発展していくことを目的に、町の6次産業化がどのように進むべきかその方向性を示すものとして策定
子どもの自主的な読書活動を促進するための基本的な計画

はじめに
目次
序論
基本計画
第一章
第二章
第三章
第四章
第五章
第六章
附属資料



新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づき、町における省エネルギー及び新エネルギーの普及に向けた取り組みを定めたもの
バイオマス活用推進基本法に基づき、市町村バイオマス活用推進計画を作成するための構想を定めたもの
地球温暖化対策を推進するため、町が率先して自らの事務・事業について温室効果ガスの排出量を削減するとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展する循環型社会づくりの取り組みを推進するための計画
本町で発生するごみについて、中・長期的及び総合的な視点に立って計画的な適正処理の推進を図るための基本計画
良好な水質を維持し水環境を保全するため、日常生活や事業活動によって水質汚濁を招かないよう、し尿及び生活雑排水を適正に処理するための基本計画
一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画に基づき、当該年度に必要な事項を定める実施計画
一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物の排出抑制、減量化、再利用、再資源化処理を推進するための分別収集計画
本町における行政組織の合理化・効率化による行政経営を推進するため、職員数の適正化を図るための計画
本町の職員一人ひとりが、地域主権の時代にふさわしい職員を目指し、そのための研修制度、組織文化づくり、人事管理、職場環境づくりに関する基本的な考え方を定めた計画
過疎地域市町村とされた本町が、町民の安全・安心な暮らしの確保を図りながら、個性あふれ、経済的にも自立したまちづくりを推進するための計画
町民のニーズや新たな行政課題に対応できる行財政運営を確立するために行う行財政改革の基本計画
第1次改訂白石町行財政改革大綱に基づき、計画的に行財政改革を推進するための実施計画

はじめに

目次

序論

基本計画

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

附属資料



第2次白石町総合計画

発行：白石町

編集：白石町役場 企画財政課政策推進係

〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247-1

TEL 0952-84-7112 FAX 0952-84-6611